

# 奥羽大名と越前朝倉氏の通好

佐藤 圭

## はじめに

奥羽地方は京都から地理的にかなり離れているのにもかかわらず、各地に勢力を保った大名や国人たちはしばしば室町幕府に対して御礼を進上して主従関係を再確認した。筆者はかつて奥羽大名の御礼進上の事例をまとめて十五世紀前後と十六世紀の特徴を大雑把に指摘した。<sup>1)</sup> また金子拓氏は白川氏・伊達氏など奥州の国人の上洛と幕府への出仕を素材として、幕府権力との結びつきを求めたと論じ、馬の進上については貢馬ととらえるべきものとした。そして奥州国人たちの幕府への取り次ぎ役としての細川氏について具体的に明らかにした。<sup>2)</sup> その後、家永遵嗣氏は、辺境の大名と室町幕府・將軍の仲介役を「手筋」と呼んで叙述し、斯波氏の大崎氏に対

する「手筋」としての役目に注目した。また將軍も直接奥羽地方に使者太田氏などを派遣して介入したことを明らかにした。<sup>3)</sup>

こうした先行研究から、奥羽大名が無媒介に室町幕府に結び付いた訳ではなく、政治的もしくは地理的な仲介役が必要だったことがわかる。特に奥羽地方と関東地方の対立関係から北陸地方の交通路が注目される。本稿では京都に近い越前を素材として、足利氏一門の有力大名で越前守護を務めた斯波氏とその被官から戦国大名へと成長した朝倉氏などを取り上げて、室町期から戦国期にかけての奥羽大名との通好の実態を具体的に明らかにしたい。

## 1 通好の契機としての同族関係

斯波氏は南北朝期斯波高経が台頭し、高経は越前守護として新田義貞らの南朝勢力を平定し、その後、弟の家兼や長子家長らと共に室町幕府の地方支配に貢献した。特に家長は關東執事として鎌倉に入り、家兼は後に奥州管領として下向し、奥羽地方の斯波氏一族の祖となった。その末裔として大崎氏・最上氏や奥州斯波氏などの一族が戦国期まで家を継統して奥羽地方に権勢を振るつた。また在京した斯波氏の宗家（武衛家）は三管領の家柄として幕府政治に重きをなし、十五世紀越前・尾張・遠江という京都と關東・奥羽地方を結ぶ中間地域の守護として室町幕府の背後を固めた。永正十一年（一五一四）に成立した『奥州余目記録』の最後の部分には、十五世紀半ばの奥州探題大崎教兼時代の大崎氏の書札礼が記録される。書札礼とは他家と書状をやり取りする際の文書形式上の規範であり、本書には差出書と宛所の記載例が多数掲出される。その始めの部分を用用する。

（前略）大崎日本国江御書様体之事、

一、京都公方様江ハ進上書、時之御指南之名ヲ被遊思候を、武衛御指南、取分武衛御舎弟三条烏丸二御座候て、下屋形と申候、其御指南之時者如此、

是ハ洲賀御事

進上 烏丸殿 左衛門佐教兼

裏書ハ無御申

其後ハ飯尾肥前守殿、今ハ伊勢守殿之御指南ニテ候間、

進上 伊勢守殿

左衛門佐教兼

左行少扁ヲ慰懃ニ被遊候、

武衛様へハ

謹上 烏丸殿

左衛門佐教兼

御宿所

アナタヨリハ

互ニウラカキナシ

謹上 左衛門佐殿

左兵衛佐義俊

御報

大崎氏が幕府に対して書状を出す場合はその時の指南（教導）に宛てて出す形式をとり、その指南は烏丸殿↓飯尾肥前殿↓伊勢守殿と変遷したという。このうちの烏丸殿については、返札の差出書に「左兵衛佐義俊」と記される事例があげられており、官途と訓みからみて斯波義敏のこととわかる。大崎教兼は在京した斯波氏宗家（武衛家）を通じて幕府と文書のやり取りをしていたのである。しかし義敏は長祿三年（一四五九）越前の守護支配を回復しようとして、幕府の軍事命令に反し、失脚する。その後幕府への指南は奉行人の飯尾氏

や政所伊勢氏に改替されたようであるが、大崎氏は本来的にはそれまで代々斯波氏当主を通じて幕府と関係を結んでいたのであろう。

『奥州余目記録』には、以下差出書と宛所の実例として畠山・細川の管領家や山名・赤松・六角・土岐・京極などの諸大名や政所伊勢、奉行人の飯尾・布施・松田・佐(齋)藤があげられる。これらが在京した人々である。その次に山内上杉、越後上杉があげられ、次に奥羽両国の斯波氏の一家衆の山形・天童・中野、両国外様の伊達・葛西・南部・留守らがあげられる。そして最後に奥之斯波・塩松・二本松があげられる。その他千葉・宇都宮両家の事例もある。以上が本書に大崎氏の書札礼の実例が抄録された相手方である。

このように奥州の大崎氏が室町幕府や有力大名、関東の山内氏、越後上杉氏、奥羽地方の斯波氏一家衆や足利一門の御一家衆、そして有力国人たちと実際に広く書札を取り交わしていたことがわかる。そしてこの『奥州余目記録』の書札礼の最後の方に特記されるのが越前の斯波氏である。差出や宛所の抄出はないが、「越前二ハ武衛様御一家、斯波殿・仙北殿・五条殿・末野殿へハ謹上書候」と記されており、越前に在国する鞍谷氏・千福氏などが斯波氏と同族として尊重された。すなわち奥州探題大崎氏は、奥羽地方では斯波(奥州斯波氏)・塩松(石橋氏)・二本松(畠山氏)・山形・天童の

五家しか用いられない謹上書という高い書札礼を越前斯波氏に適用するとしている。

こうした越前斯波氏への同族意識の背景には何があったのだろうか。距離的にかなり離れているにもかかわらず、奥州の斯波氏が越前に来て斯波を称したとか、越前の斯波氏が陸奥の斯波に下向して四代統いて今に至ったという様なことがいわれる。前者は文明十三年(一四八一)成立のもと、越前守護斯波義敏による『斯波家譜』の見解や『奥州斯波系図』に見えるところであり、後者は永正八年(一五一二)ころの成立といわれる『大崎家鹿島杜古記録』や『奥州余目記録』にも見えるところである。斯波氏の相互移入を示す具体的な史料は乏しいが、同時代の斯波氏を代表する人物である斯波義敏や大崎氏の記録に見えることから考えて、一概にこうした所伝を否定することはできないだろう。こうした所伝に象徴される陸奥・越前両国の斯波氏の人事交流が両者の通好の背景にあったと考えられる。

## 2 二宮氏と八戸南部氏の通好

二宮氏は斯波氏(武衛家)の有力被官であり、南北朝期斯波氏分国の越前や信濃の守護代を一時務め、また斯波高経の庶子義種とその子滴種の分国加賀の守護代も務めた。その他斯波氏の分国のうちの越前大野郡、越中砺波郡などの郡司も

務めた。<sup>9</sup>そしてそれ以降も甲斐・織田・朝倉氏らと共に斯波氏重臣の家柄として権勢を保つ。一方、八戸南部氏は陸奥北部の糠部地方に南北朝期甲斐国から入部した豪族で、室町期以降も広い同族で勢力を保ち、多数の中世文書を伝えた。<sup>10</sup>その中に室町期の二宮氏と八戸南部氏の通好を示す文書が残っている。すでに小井田幸哉氏が関連史料を紹介され、主として八戸南部氏側の視点から論じられているが、斯波氏重臣と奥州辺境の国人との通好を具体的に記した史料として貴重である。

まず信濃守孝安という人物の書状が二通残っている。<sup>11</sup>いずれも八戸南部氏の八戸河内守政経に宛てて出されたもので、通好の回復と良馬の入手と送致を要請している。そして八戸南部氏からは鎧や刀装などの武器・武具の入手について依頼がなされている。年代は詳らかでないが、宛所の八戸河内守は享徳元年（一四五二）から康正三年（一四五七）の文書に見えるので、その前後と推定される。この信濃守孝安はどのような人物なのであろうか。軍記物では「彈正台」とか「京都守護」とされるが、これも当時の職名とはとうてい思われない。

また「南部家文書」七〇号は、「二宮信州」という人物の意を受けて出された使僧永玉の書状である。その年代はこれまで史料的によく知られなかったが、近年福井県立一乗谷朝

倉氏遺跡資料館編集発行の「越前・朝倉氏関係年表」や家永氏の論考で長祿三年（二四五九）であることが判ってきた。<sup>12</sup>やや長文であるが、この書状を次に掲出する（叙述の便宜上条書に番号を付けた）。

雖不思議候、一筆令啓候、尤罷下候て、雖可申承候、当年ハ取乱事共候て、無其儀候、無念候、

抑武衛方世上之事、越前国自 公方様諸大名被仰付、以御勢御沙汰候間、属無為候、甲斐方始皆々満足候、殊二二宮信州御事者、公方様より内々被仰候間、西国辺より御上洛候て、諸事御満足目出度候、如此候へ共、公儀をハ与次殿をもて先々御申分候、目出度候、兼亦去年御馬被進之候、御返事先々以空書御申候、永祐使者委細申候、先無為候間可然存候、御心中察存候、

1 一、鶴毛馬上被進之候、入道殿祝着可有御察候、此御馬事ハ屋形へ所望之次第、委細永祐可被申候、

2 一、御詔刀事、其より被仰候さめ事、一兩年京都を相尋候へ共、候ハす候間、御意ニあいかたく候、さりながら、よくく申付候て被進之候、注文刀ニ相副候て、被進之候、

3 一、天目・同台事、御所望之由、物語申候之処、被仰付候て不進之候、いまの時分御取乱中ニ如此、御懇ニ御さた候て被進之候、御心得候へく候、

## 六郎殿

4 一、小具足事、物語申候へハ安間事候、此ひんきニよくく御申候て、可然候、

5 一、今時分候間、可然御馬など被進之候ハ、可然候、定御悦喜候ハんすると存候、公儀など二つき候て、大切之時分候、ことに一兩年毎事御迷惑可有御察候、其二被立候白鹿毛事きこしめしおよハれ候て、御床敷由被仰候、いつも信州の御ねかいニハ、其二馬のほんと被仰候馬を、一見申度候由被仰候、誠ニ白鹿毛事ハ御床敷由、日く二被仰出候、かならず来年ハ同宿一人可參候由被仰候、なにの御ミやけも候ましく候へとも、三尾を一見申候て、思出と御さた候ハんする由被仰候間、路次も大儀ニ御座候ハんする、不可然候由申候へハ、速路のしきをも見申度由被仰候、委細尚々永祐可被申候哉、

6 一、三戸より宝蔵主御上洛候間、其様御事相尋候へハ、何事も御座候ハぬ由、御物語候間目出候、返々空書候式、誠無面目存候、来年ハ必々罷下御礼等可申候、

7 一、年々二宮方より状を被進候間、其無御返事候間、無御心元存候由、毎度被仰候、此御使早々上洛候ハんする間、御返事早々御申候ハ、目出度可然候、返々其のほんと被仰候御馬、御床敷存候由、くれく被仰候、恐々謹言、

六月十二日 永玉（花押）

謹上 薩摩入道殿

まず宛所の薩摩入道という人物は、条書の第6条の記載からみて八戸南部一族の有力者である。差出人の永玉は二宮信州の使僧であるが、今回は繁忙により自身は八戸に下向せずに使者の永祐を派遣している。冒頭に將軍の命による越前に対する軍事攻勢が成功して平穩になったという。これは家永氏が指摘したように、越前守護斯波義敏方と守護代の甲斐氏や朝倉氏との合戦が長祿三年五月に決着がついたことを示している。このことから本状の年代は長祿三年に確定する。それについて守護代の甲斐方を始めとして皆満足していると伝え、また二宮信州は將軍足利義政の内命により西国から上洛することが出来、諸事満足してめでたいと記される。

この書状の前年に八戸から馬が進上された。鶴毛の馬が進上され、「入道殿」は喜び、守護屋形の斯波松王丸が所望しているという（条書第1条）。この入道殿は、当時二宮信州はまだ入道していないので、守護代の甲斐常治を指すとみられる。斯波氏の家中で良馬の到来を喜んだのである。第2条から4条までは八戸氏側の注文に対する回答である。刀装具の絞革の入手に手間取っていること、天目茶碗と天目台もまだ手配できていない。八戸氏の一族とみられる六郎殿の小具足（よろいの付属品）についても詳しく話してくれば手配すると約している。第5条では二宮信州が八戸に立て置いた白鹿毛の馬をとにかく熱望していると伝える。そして最後に

年々二宮信州から書状を送っているが返事がない。この使僧は折り返しすぐ上洛するのでそれに託して返事がほしいと要請している。

八戸南部氏に対して良馬を求め、南部氏の所望する武器や嗜好品を調達するという内容は前述の二通の信濃守孝安書状と共通している。また使僧の名前に永琳・永玉・永祐と系字が見られること、年代がごく近いことなどからこの三通の書状には関連性が認められる。そしてこの書状の二宮信州のあとをついだとみられる二宮氏惣領の実名が「安兼」だったことを参照すると(後述)、前信濃守孝安とこの書状の二宮信州は同一人物とみられる。

そうだとすると二宮氏と南部氏との間に始めて通好関係が結ばれた時期は、九月二十六日孝安書状に祖父の代といわれるので、恐らく応永十三年(一四〇六)から永享五年(一四三三)の間に所見のある二宮信濃入道是信のころではないかと考えられる。二宮氏が南部氏と通好した契機は具体的には知られないが、応永二十五年(一四一八)八月に南部氏が上洛して馬百疋と金千両を將軍の足利義持に献上して幕府に随従したことが関係するのであろう。またこれらの書状には二宮氏の良馬の入手に対する強い願望が記されているが、それは単に二宮氏の個人的欲求ではなく、將軍や主家の斯波氏に進上されていることからわかるように室町幕府中枢の体制

とかわるものであった。

以上のように二宮氏はあくまでも奥州の名馬を求め、南部氏は京都のすぐれた刀装具・武器などの工芸品や嗜好品を求めた。両者の利害が一致するところに遠隔地の長期の通好関係が実現した。そのころの二宮氏の根拠地は越前の大野郡であり、寛正五年(一四六四)二宮信濃入道は大野郡を押妨し、斯波氏の庶家斯波持種と激しく争った。幕府は在京した持種の側に裁許したが、二宮氏は譲らず実効支配を続けた。そのことを記した『蔭涼軒日録』に「二宮信濃入道」と見えるのが二宮孝安であらう。このころ入道していることがわかるが、その後は所見がないので没したとみられ、大野郡司の跡職は惣領の二宮安兼に継がれた。<sup>19)</sup>

### 3 朝倉氏の越前支配と奥羽大名

朝倉氏は南北朝からの斯波氏の有力被官で、その後甲斐氏・織田氏と並ぶ重臣へと成長した。室町期甲斐氏と織田氏がそれぞれ越前・遠江、尾張という斯波氏分国の守護代として守護支配機構に地歩を固めていったのに対して、朝倉氏は越前北部の在地に支配地盤を固めた。前述の長祿三年の合戦の後、初代朝倉孝景は在地国人の首領堀江利真一族を討ち取り、また叔父の鳥羽将景を始めとする朝倉氏同族内の反主流勢力を撲滅して強固な当主権力を確立した。失脚した斯波氏

当主義敏に対して、一族の洪川氏から新たな当主義廉を迎え、応仁の乱では西軍管領斯波義廉の忠実な部将として在京して激しく戦った。しかし孝景は応仁二年（一四六八）閏十月東軍方に寝返って越前へ下国する。以後ずっと在国し、文明三年（一四七二）五月足利義政から越前国守護職に関する御内書を得て戦国大名へと飛躍した。そして翌文明四年甲斐氏を追い出して府中を制圧し、同七年大野郡の二宮氏らを討ち取って斯波義敏を京都に追い上げ、越前一国を平定した。

朝倉孝景が初めて奥羽地方の国人からの要望を幕府に取り次いでいることが史料上見えるのは、越前を完全に平定した直後の文明九年（一四七七）四月のことである。幕府政所代蟪川親元の日記「親元日記」の同年四月条に次の記事が見られる。

四月二日

一、朝倉彈正方より大宝寺息黒丸元服、公方御字事申之、十九日

羽州

一、大宝寺黒丸就元服、御字事申之、仍為御礼御太刀金一・貳千疋進上之、雑掌飯野、貴殿へ千疋、

此事朝倉彈正左衛門尉執申、書状有之、（下略）

出羽大泉庄の国人大宝寺氏の惣領黒丸が元服するので、将軍足利義政の一字を戴き名乗りたいという要請が出され

た。越前の朝倉孝景はこの要請を取り次ぎ、書状を京都に送った。大宝寺氏が將軍に対する御礼と共に、別途貴殿すなわち伊勢貞宗に礼錢を進上していることからわかるように、この時大宝寺氏は伊勢氏を指南として將軍に申請した。前述のようにこのころ大崎氏も伊勢氏を指南としていた。このように奥羽地方の大名・国人が幕府に申請を行う時、越前に在国する朝倉氏を取り次ぎ、在京する伊勢氏が最終的に関与するという何段階もの取次手続がなされた。

朝倉孝景はこれよりさき文明五年（一四七三）に加賀の東軍守護富樫政親の軍事的な要請を幕府に取り次いでいる。同じ「親元日記」同年七月二十三日条に次の記事がある。

朝倉彈正左衛門尉孝景注進致披露候、加賀国勢富樫次郎殿政親居住同国山内二賣入去九日之間、越中勢可後攻之由

可有御下知之由事、富樫殿より朝倉方へ注進案文有之、

この時加賀の東軍守護富樫政親は敗勢になって手取川の上流部の山内に立て籠もっていたが、西軍方の国人たちに攻撃され、幕府に対して隣国の越中勢の後攻（背後からの攻撃）を命じるよう要請した。政親はこれを同じく隣国の越前の朝倉孝景に注進し、孝景はその案文を副えて、幕府に注進したのである。この時加賀にのがれていた西軍方の甲斐勢が再び越前に侵入して攻勢をかけ、孝景はその対応に追われ、賀越国境で激しい合戦がなされた。そうした中で孝景の注進は京

都に届き、幕府に報告されて、富樫政親の要請は認められ、越中守護畠山政長に越中勢の加賀進発が命じられ、政長はこれを了承した。<sup>21)</sup>このように越前―加賀―越中の東軍方の軍事的な連携が幕府によって命じられ、そのことを越前の朝倉孝景が仲介しているのは、孝景が越前の軍事に関する権限を保有していたことを前提とする。また朝倉孝景が大宝寺氏の幕府に対する要請を取り次いだことも、大宝寺氏がもと斯波氏に随従し、次いで直接足利將軍に接近したという背景によるものであるが、<sup>22)</sup>具体的には出羽から京都への交通路の最後のかなめに孝景が在国した越前が位置したことを前提としている。恐らく文明九年の大宝寺氏の幕府への使者は上下向の際に越前を経由したのであろう。

朝倉孝景が加賀守護富樫氏の軍事的要請や出羽国人大宝寺氏の名乗や官途の申請を幕府に取り次いでいるのは、越前国内における軍事的な優位を実現して幕府からその功績と立場を認められた結果、それまで守護斯波氏やその被官の二宮氏などが有していた政治的権力と権威、そしてそれに裏付けられた奥羽地方の大名・国人らとの通好関係を手中に収めたからと考えられる。

朝倉孝景は文明十三年（一四八一）に没したが、晩年嫡子の氏景に与えた家訓「朝倉孝景条々」が残っている。十七か条（写本によっては十六か条）から成るもので戦国大名のも

の考え方を記した代表的な史料として知られ、<sup>23)</sup>明治大学図書館蔵「朝倉英林壁書」が代表的な善本である。その中に次の条文がある。

一、侍之役なりとて伊達・白川江立使者候て、よき馬・鷹被求間鋪候、自然他所より到来候者、尤候、其も三ヶ年過ハ、他家江可被送、永持仕候得者、必後悔出来候事、

奥州の伊達・白川に使者を遣わして良質の馬・鷹を求めてはならないと諭したものである。その趣旨は高額な出費を抑えるぜい沢の禁止にあるが、現実にはしばしば良馬や鷹を求めた。この条文には具体的に伊達・白川という固有名詞が記されており注目に値する。これは越前の朝倉氏が奥州の伊達氏や白川氏と通好し、書状や使者のやり取りが実際にあったからこのような条文を掲げたと考えられる。

朝倉氏の最後の当主五代義景も若年の時から馬・鷹を求めて出羽庄内の大宝寺氏のもとに使者を派遣した。色部氏の文書を記録した「古案記録草案」に、初代朝倉孝景の末子で三代貞景・四代孝景・五代義景の三代当主に仕えた朝倉教景（宗滴）の書状の写が収められている。<sup>24)</sup>

雖未申通候令啓候、仍大宝寺へ馬所望之義二付而、只今孫次郎差下使者候、路次番於自然之儀者、御入魂可為祝着候、随而延景為祝儀、太刀一腰・段子一端進覧之候、我等相心得可申入由候、孫次郎事、若者候条、向後馬・



鷹之儀、路次等可然様ニ御指南所仰候、恐々謹言、

卯月八日 太郎左衛門入道宗滴判

謹上 色部殿

朝倉義景の初めの名は延景で通称は孫次郎である。天文二十一年（一五五二）に將軍足利義藤の一字を戴いて義景と改名したので、本状の年代は家督を継承した天文十七年（一五四八）から同二十一年までに限定される。宛所の色部氏は越後平林城主。越後の北端部に位置し、越後側の山間部と出羽側の海岸部を経て庄内平野に連絡する要地に居した。書状の趣旨は、宗滴が当主延景に代わって大宝寺への馬所望の使者の越後・出羽国境部の通行保障を色部氏に要請したものである。若い延景と色部氏の間には未だ文通がなく、延景は太刀と織物を色部氏に贈って通好を求めた。

越前から奥羽地方に至るには北陸道を通るのが最も近道であり、必ず越後を経由する。越後は特に長大な国であり、その北部の揚北地方は独自の地域を形成したから、色部氏のよくな地域領主に路次番を依頼して出羽への通路を確保したのである。その後朝倉義景が出羽檜山城主の下国愛季に通好を求めた文書が「音喜多文書」にある。

（封紙上書き）

「

謹上 下国殿参人々御中

一源軒

沙門宗秀」

雖未申通候、令啓上候、抑御先代同名彈正左衛門尉被申談候哉、就中貴殿太郎左衛門入道江別而御懇切之由連々及承候処、於当府砂越入道殿度々参会之上、御雜談共故、乍恐向後為可申談今度申上候、随而雖輕微之至候、脇指一腰新身卷尺八寸乱焼羽裝束・添子何モ金、并鉄炮壹挺國友丸筒、次桐油襖一令進上候、誠表祝意計候、上口相應之御用等可蒙仰候、義景へ具可申越候、猶也足軒可有御演説候、恐惶謹言、

卯月廿一日 沙門宗秀（花押）

謹上 下国殿

参 人々御中

差出の沙門宗秀については詳らかでないが、朝倉義景の使僧である。義景の意を受けて出され、上口、すなわち京都方面の適合する要件については仰せを承り義景に伝えるといっている。前掲史料に見える宗滴（朝倉教景）が下国愛季と懇切に通好しており、また愛季の先代の舜季は義景の先代の四代朝倉孝景と通好があったと記される。こうした朝倉氏と下国氏歴代の通好関係を背景として、「当府」において愛季の舅出羽庄内砂越城主砂越入道宗恂と一源軒宗秀がたびたび参会して雑談したことをきっかけとして下国氏への通好を申し入れたという。この当府とはどこであろうか。当時一乗谷のことを当府とはいわないし、越前府中まではるばる砂越入道

が来たことも確かめられない。同じ「音喜多文書」の水禄五年（一五六二）に推定される十一月二十六日直江政綱書状や十一月二十七日河和田長親書状によれば、それは越後のことと考えられ、砂越入道はいわゆる川中島合戦の上杉方の後方支援のためこのころ越後方面に出陣しているとおぼしく、この時砂越入道宗恂と一源軒宗秀が越後府中で会談したものとみられ、この書状の年代は永禄五年ころに比定される。<sup>26</sup>

さて通好を求めた一源軒宗秀の贈答品は刀・鉄炮・衣類の三種であるが、特に「国友丸筒」は近江国友産の鉄炮でその地は近江北郡の大名浅井氏の根拠地に含まれる。この書状の背景には、近江国友―越前―越後府中―出羽庄内砂越―出羽檜山という一連の交通路とその間の大名・国人の通好が想定され、越後府中を媒介として出羽の領主と越前朝倉氏の使僧が参会して通好関係を固めているという興味深い事実がわかるのである。

以上のように朝倉氏の通好関係の史料において北陸道から出羽に到る日本海沿いの交通路が重要な役割を果たしていた点に注目される。

また朝倉氏の領国内で独自に奥羽大名との通好を展開した人物として斯波政綿の名が知られる。越前府中の東方六、七キロメートルに位置する今南東郡の鞍谷の地に地盤を持ち、鞍谷殿と呼ばれた。世代の異なる二人の同名の政綿という人

物が知られ、一族とみられる。後者の方の政綿の発給文書が「上杉家文書」と越前の在地文書に見えて鞍谷氏であることが確認された。<sup>27</sup>政綿は鷹と馬の入手のために出羽の仁賀保に助大夫という使者を派遣し、その帰路の路次の安全確保を越後守護代でありまた越中新川郡守護代でもある長尾為景に要請している。また以前から政綿と通好している奥州の人々が来春上洛するので、鷹や馬を多数引き連れてくるはずだからとしてその通行の安全を要請している。こうした史料から越前斯波氏と奥羽の大名・国人の交流にとつて越後国内の路次確保がとりわけ重要な条件であったことが知られる。また「音喜多文書」には下国氏の側から斯波政綿に対して通好を求めると重なる書状も残っており、<sup>28</sup>政綿の側も馬や鷹を望んで通好したいと回答している。このように奥羽大名の方から積極的

に越前斯波氏に通好を求める場合もあった。こうした斯波氏と同族が当時越前を支配した朝倉氏とは別個に奥羽地方の大名・国人と広く通好して羽振りを利かせていたことも注目される。

#### 4 伊達・白川氏の上洛と朝倉氏

南奥の伊達氏と白川氏は奥羽大名の有力者であり、越前朝倉氏から馬・鷹の入手先として注目された。その契機として彼らが上洛した際の交通路に注目される。江戸時代にまとめ

られた伊達家の家譜「伊達正統世次考」によれば、伊達宗遠、

政宗・氏宗父子、持宗らの歴代当主が上洛して將軍に見参したとされる。同時代史料で上洛が確認されるものとして寛正三年（一四六二）の伊達持宗、文明十五年（一四八三）の成宗の事例がある。伊達氏は十五世紀初めころ奥羽地方から越後北部に連絡する荒川や越後中部の蒲原渡などの所領を幕府から与えられており、それは遠藤藤氏が論じたように京都御扶持衆としての幕府の配慮によるものとみられる。

文明十五年の伊達成宗の上洛については、「伊達家文書」の「伊達成宗上洛日記写」が確実な記録として貴重である。成宗は文明十五年十月入京し、幕府に出仕して足利義政・義尚父子に見参して御礼を進上し、京都見物、伊勢参宮、南都巡覽などを経て文明十六年四月に下国した。まず今回の上洛の経路については、同書の次の三か所の記載から推定することができる（記載順）。

①一、はたけ山之御内曾我方へ馬一疋、これハさか本へ御むかひにまいり候とき、御つかい候、一、御やとつかハし候戸松に馬一疋くたされ候、さか本へ御むかひにまいり候時、

②一、兵部上洛之時分、畠山殿内州御在陣候、然者御馬三疋参上候、彼馬をハ越中しんほう坊へ御渡候、則河内引越被申候、又京より砂金五両、御太刀一振金作進上候、御

使進常院也、

③一、其比土岐殿和州在国候、<sup>（和州）</sup>然者三ヶ郷之義、大島殿意見候間、御馬一疋、越前より鶴蚊参上候、<sup>（鶴蚊）</sup>地是院一疋、斎藤殿一疋、同名藏人方へ二疋、同名四郎兵衛方一疋、大島殿へ二疋被遣候、

まず②は河内・越中・紀伊守護畠山政長へ進上する馬を「越中しんほう坊」へ渡したことを記し、そこから河内に在陣した政長のもとに送られたという。同じく政長への御礼である砂金と太刀については京都から河内に使僧を遣わして進上したとされる。当時畠山政長の臣神保長誠は越中に在国し、遊佐新右衛門尉は河内に在陣しており、八月には椎名が越中から上洛して河内に発向している。したがって伊達氏は上洛途中の越中で馬を放生津城主神保氏に渡したと考えられる。

③は伊達氏が幕府から与えられた美濃国三か郷の知行について守護土岐成頼の奉行人の一人である大島瑞信の助言により、美濃守護代家の斎藤（持是院）妙純一族に馬を贈ったことを記す。その馬を越前の敦賀から取寄せて美濃に送ったという。

①は畠山政長の被官曾我氏と京都宿所を提供した戸松に馬を贈ったが、彼らが近江坂本に迎えに参上した時に遣わしたという。坂本は北陸道の経路に属する。したがって上洛の時

敦賀から坂本に向かったとみられる。直接の言及はないが、②と③から伊達成宗一行は越中や越前を経由して上洛したと考えられる。

この伊達成宗の上洛は、文明元年（一四六九）に没した持宗のあとを継承した成宗の主體的な行動と思われるが、時代背景にも大きく規制されている。まず応仁元年（一四六七）から文明九年（一四七七）まで十一年にわたって続いた応仁の乱の終結がひとつの前提条件である。この応仁の乱で北陸道では越中までの諸国が上洛して京都や畿内で戦ったが、越後では守護上杉房定が在国して長男の定昌が関東に出陣して古河公方足利成氏方と対陣した。奥羽大名もそれ以前の寛正年間から足利成氏退治を命じられており、関東を包囲すべき軍事編成に位置付けられていた。

文明九年十一月西軍の土岐成頼と畠山義統は京都の自邸を焼いてそれぞれ分国の美濃と能登に帰った。その他近江の六角高頼などの有力な西軍方が免されて足利義政・義尚父子に帰順し、それぞれ守護職を安堵されるという形で応仁の乱が終結した。一方、関東では文明十年五月足利成氏と両上杉氏の講和が成立し、その後越後守護上杉房定の仲介により文明十二年十月から満二年に及ぶ都鄙合体の交渉の結果、文明十四年（一四八二）末ようやく成氏が赦免され、長期にわたった関東の戦乱も一応の安定をみた。

このような京都と関東の政治的安定と共に、北陸では文明十一年（一四七九）閏九月から続いた旧守護家の斯波義良と朝倉氏の対戦が文明十五年三月の斯波義良の尾張退却によって決着をみた。翌四月それまで長く越前の支配をめぐって争っていた甲斐氏と朝倉氏の和睦が成立し、甲斐氏は遠江守護代、朝倉氏は越前守護代、織田氏は尾張守護代と斯波氏の三分国における住み分けが幕府により確定した。それまで斯波氏と甲斐氏は主として加賀方面から越前に侵攻する形で合戦を続けたため、北陸道はしばしば戦場となり交通が途絶した。伊達成宗の上洛は、とりわけ朝倉・甲斐両氏の和睦と斯波氏の尾張敗走が重要な契機になっていると考えられる。その後加賀では長享の一向一揆により守護富樫政親が敗死し、近江では足利義尚自ら出陣して六角高頼を退治しようとして陣中に没するなど戦乱が続くことになるので、結果的に伊達成宗の上洛の時期は、京都と北陸道諸国のわずかな安定期になされたことがうかがえる。

伊達氏はこの上洛にあたり朝倉氏を始めとする北陸道諸国の守護や在地権力と接して関係を深め通好を固めたと考えられる。特に隣国である越後上杉氏と接したことは重要で、この時の通好が文明十八年に推定されている伊達・上杉両氏の婚姻のひとつの前提になったのではないかと想像される。

次に南奥の名族白川氏は、早くから幕府と結びつき、足利

義満以来の歴代將軍に対する御礼進上の様子を文書によって確認することができる。遠藤巖氏は京都御扶持衆の制度的な整備について論じ、永享十一年（一四三九）に白川氏に越後国蒲原津や京都屋地が宛行われたことを白川氏の上洛経路と関連すると指摘している。<sup>36</sup> 永享十二年（一四四〇）四月の白河氏朝の上洛については、「結城白川氏朝上洛進物次第」に京都における御礼進上などの贈答について詳細に記録されるが、その経路についてはよくわからない。<sup>37</sup> 白川氏当主の上洛ルートがわかるのは、明応四年（一四九五）の白川政朝の場合である。この時越前朝倉氏の三代当主朝倉貞景が政朝一行の宿所や過書の手配をしている書状が「八槻文書」に残っている。<sup>38</sup> 『棚倉町史』の写真により次に翻刻する。

奥州白川殿御物詣由候、其方ニ御宿以貫面可申入候之處、在陣之事候之間、不能其儀候、無念之至候、可然之様被仰遣候者、可畏存候、仍過書事自亮鈍承候之条、調下進之候、就中爰許之儀、持是院申合子細候、一途相定、近日開陣可仕候、可得御意候、恐惶敬白、

八月十日 貞景（花押）

進上 心月寺

この書状は署判から朝倉貞景が一乗谷にある心月寺に宛て出した書状の原本であることが確定する。貞景が自分の居城である一乗谷に出していること、またこの書状の原本が、陸

奥棚倉の八槻都々古別神社の別当を務めた家柄に伝わっていることなど内容理解上注意される。宛所の心月寺は初代朝倉孝景が祖父教景の菩提を弔うために一乗谷に創建した朝倉氏の菩提寺で、一乗谷でも最大規模の寺院のひとつである。この書状の趣旨は、奥州の白川殿が物詣のため上洛するので心月寺に寄宿を依頼したいが、自分は在陣のため住職に直接面会してそれをお願いすることができないと伝え、また一行の過書を寺に送ると伝えたものである。そして貞景が在陣しているのは美濃の持是院（斎藤）妙純との約束による。これらの記載からこの書状は朝倉貞景が舅の妙純を支援するために明応四年（一四九五）七月十三日近江柳ヶ瀬に出陣し、十月ころまで在陣した時のものと考えられる。斎藤妙純はこの地域に絶大な影響力を持ったが、小守護代石丸利光はこれに反抗し、利光は美濃から江南に逃れた。<sup>39</sup> またこの書状に見える白川殿とは白川政朝のことであり、『白河結城系図』に次の記事がある。<sup>40</sup>

上洛時、飛鳥井殿為彼、於稻葉堂内西房有鞠会、是饗細川殿一日請待、於越中今出川御所対面、永正七年庚午九月十日没落

これによれば、この時白川政朝は越中を経由し、そこに逗留していた足利義材に見参している。また都では、細川政元が飛鳥井雅俊に蹴鞠をさせてもてなしたという。

この朝倉貞景の書状が出された直後、次のような室町幕府奉行人連署過書が発給された。<sup>①</sup>

奥州住人白川上洛人七百人群・馬五拾疋疋、諸関渡無其煩可勘過之由、所被仰下也、仍下知如件、

明応四年八月十五日

大和守三善朝臣（花押）

豊前守平朝臣（花押）

前丹後守平朝臣（花押）

この時上洛した白川政朝は実に人員七百・馬五十疋という大部隊を率いており、幕府に途中の諸関・渡の通行保障を求めた。また朝倉貞景自身も別に過書を「調下進之候」といっており、越前国内の過書を手配して送った。

「八槻文書」には十五、十六世紀の幕府の過書や越後・越中・越前関係の過書が多く伝えられている。それらの宛所はそれぞれの関・渡・領主であるが、実際には奥州の白河と京都を上・下向した人馬を率いた八槻修験の先達がこれらの過書を携行してそれぞれの場でそれを関係者に提示して機能し、最終的に奥州まで持ち帰られて伝わったのである。こうした過書の発給や寄宿の確保など奥羽大名が上洛するに当たって、途中通過する北陸各国の守護や領主たちの協力を得るためには、彼らとの日ごろの通好関係が必須であり、それを維持していかなばならなかったと考えられる。

その後、十六世紀代になると、北陸地方に勢力を得た一向一揆との対立や京都を中心とする畿内地域の政治的・軍事的混乱、そして奥羽地方内部での戦乱などにより、奥羽大名の上洛事例は減少する。その中で伊達植宗の左京大夫任官御礼のため永正十四年（一五一七）十月上洛して翌年六月帰国した使僧頭神軒存爽の上洛・下向の記録は貴重な史料である。帰国後に作成された経費支出の記録である算用状が「伊達家文書」に残されており、当時の社会経済の状況をうかがう好史料として注目される。<sup>②</sup> その中から部分的ではあるが越前関係の路次支出の記事を行程順に抄出する。なお関係する上洛経路の地名は本折（加賀）↓金津↓崩れの渡り↓越前国府↓木ノ目峠↓敦賀津↓疋壇↓天の熊（近江）↓海津（近江）とされており、金津から疋壇までが越前国内である。

上洛（往路）

①壹貫文

あちこらうにんをくに殿と申候人、あつちうよりあちせん（前掲）のこうまでおくられ候るせんのふんとしてあひわたし候、

②五百文

御馬共かな津にてあひか、へられ候二より、京都へちうしんのため、中村方たのミのほせ申候ときろせん、

③百文

くつれのわたりにて

④五貫五百文

是八横尾黒、某二被下候へ共、越前之一国

大雪と申、木目峠・七里半近江海津迄、二千余人之以人足被送透候、左様之取刷共被仕候間、從植宗為御礼馬御越候由申候て、相わたし候、其御礼儀として牛黄円百貝・同間合屏風紙一雙之分、例式之太刀一腰進上被申候、是ハ横尾黒之夫ちんにて候、

⑤ 壹貫文  
⑥ 五百文

きのめたうけにて、人足共二さけのれう、かねまき殿よりつるかの津まで山村方あんないしやとしておくら候間、御酒のれう、ひきた殿のしそく、てんのくままで御馬共三百

⑦ 壹貫文

人計にておくら候間、御内之者共方へ御酒のれう、

⑧ 三百文

中村方かさねてかい津までむかひにくたり候ときのろせん、

下向(復路)

⑨ 五百文

かねまき殿より、まかりくたりのとき、かな津までちうけん衆五人・馬五疋にて荷物以下おくら候間、御しゆのふん、

⑩ 二百文

かな津よりもとをりまでおくり候人衆五人、さけのれう、

まず越後牟人の小国殿という人物が、願神軒一行の送りとして越後・越中の国境から越前国府まで同行し、用心に当

たった。これに路錢として一貫文支出した(①)。越前国内に入ると、引き連れてきた伊達氏の馬が朝倉氏によつて金津で拘束されてしまった。願神軒はこれを幕府に訴えるために中村某を京都に派遣して交渉した。中村は上京の後戻り、近江海津で願神軒一行と出会った(②⑧)。崩れの渡り、すなわち九頭竜川の渡河地で渡し賃を支出(⑥)。越前国府を過ぎて、難所の木ノ目峠と敦賀から海津に至る七里半越えまで、大雪により難渋したが府中奉行入印牧美次の尽力により、二千余人の人足で雪掻きして越えることができた。そこで植宗はその御礼として馬を印牧に進上し、印牧もその返礼として合葉や料紙、太刀などを植宗に進上した。その馬は願神軒が用立てしたが、馬を引く夫賃が請求された(④)。難所の木ノ目峠で印牧から派遣された案内者や人足たちに酒を飲ませた費用(⑤⑥)。正壇城主正壇景保の子息が近江側の平坦地である天の熊まで送った。正壇氏の家臣たちに酒を出した費用(⑦)。復路についても送り衆に対して酒を出した費用が請求されている(⑨⑩)。

以上のように府中奉行入印牧氏や正壇城主正壇景保などの献身的な協力により、願神軒は無事上洛することができたのである。朝倉氏は永正三年(一五〇六)の北陸一向一揆以来、対立する加賀境の通路を閉鎖し、役所(関所)で書状を檢閲し、使僧を拘束した。幕府の命により賀越の通路が再開され

たのは永正十五年（一五一八）五月のことであり、<sup>③</sup> 実に願神軒一行が京都から奥州へ戻る下向の時である。すなわち上洛の時は、通路止めの最中であり、伊達氏と幕府の要請によって、朝倉氏が特別に願神軒一行の通行を許可したのである。<sup>④</sup> 恐らく植宗と朝倉氏の間には書状をやり取りする通好関係が以前からあったのであろう。すなわち今回の願神軒の上洛そのものが伊達氏と朝倉氏との通好関係を前提としていると考えられる。そうであるからこそ配下の印牧氏や疋壇氏が動いて協力したのである。

その後、加賀一向一揆の主導権をめぐって享祿四年（一五三一）加賀国が内乱状態となり、越前朝倉氏は以後再び越境を封鎖した。一方、伊達氏も越後上杉氏への入嗣をめぐって紛争状態となり安全な越後通過がむづかしくなる。このため、伊達氏は京都への使者派遣ルートを東海道経由に変更したようである。

武衛へ

貴殿江鷹・馬令進献候之處、御自愛之由、被露紙面候、本望之至候、然者奥郡錯乱附而出馬、悉属本意令開陣候、聞召可御心安候、委曲長井左馬助殿、可有伝達候、恐々謹言、

九月廿八日 植宗

織田大和守殿

この伊達植宗書状案は、植宗が京都の伊勢氏に馬・鷹を上してそれが届けられ、満足したとの返報を受け取り、それに対して再度植宗が出した書状の案文である。<sup>⑤</sup> 尾張守護代織田達勝に宛てられており、彼が伊勢氏の意向を取り次いでいる。それは伊達氏の使者が尾張を経由したためとみられる。すなわち伊達植宗の代の途中のある時期から京都に馬・鷹の使者を派遣する経路として東海道を通過する場合もあったと考えられ、紛争による戦乱状態となった北陸道に代わるものとして用いられたようである。

以上、戦国期の伊達氏と白川氏の上洛経路について考証を試みた。そして越前を経過する北陸道が用いられているいくつかの事例を確認した。戦国大名は戦略上しばしば通路止めを実施したので、遠隔地の交通は通過地域の大名や領主の協力が必須だった。そうした意味からも相互の通好が必要だったと考えられる。

おわりに

奥羽地方の大名・国人や足利氏一門の斯波氏の同族は、越前守護を保持する斯波氏（武衛家）や越前に在国した越前斯波氏と親しい関係を持ち続けた。斯波氏被官二宮氏や朝倉氏もその立場を利用し、十五世紀半ば斯波氏の政治的地位が低下するとそれに代わって奥羽大名と積極的に通好して良馬や



鷹を求めた。

こうした現象の背景には、幕府と関東の対立が深まって奥羽地方と北陸地方の交通関係が強まったことがあげられる。特に大名自身やその使者、参詣者などが上洛する際に北陸ルートを用いた。そうした通行を確保するために北陸各国の大名や領主との通好関係が必須だった。本稿はそのうちの越前朝倉氏を取り上げ、奥羽大名との通好を維持したひとつの理由がその点にあったことを論じた。主として十六世紀初めころまでの事例を取り上げたが、室町末期の展開については、別の機会に論じたい。

注

- (1) 佐藤圭「御礼進上にみる奥羽大名と室町幕府」『秋大史学』四三号、一九九七年。
- (2) 金子拓「室町幕府と奥州」『鎌倉・室町時代の奥州』高志書院、二〇〇二年。
- (3) 家永遵嗣「一五世紀の室町幕府と日本列島の「辺境」」『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』東方書店、二〇一〇年。
- (4) 小川信「足利一門守護発展史の研究」第二編足利氏一門守護斯波氏の成立・発展、吉川弘文館、一九八〇年。遠藤巖「斯波氏」『室町幕府守護職家事典下巻』新人物往来社、

一九八八年。

- (5) 『仙台市史資料編1古代中世』二四五―二四九ページ、仙台市、一九九五年。『続々群書類従』第四にも「余目氏旧記」として収められる。
- (6) 烏丸殿は、もともとは中御門烏丸に屋形を構えた斯波義重の称号で、斯波義敏が文明十三年（一四八二）七月二十一日近江海津の陣中で著した「斯波家譜」（国立公文書館内閣文庫「大双紙」下所収）に、「当時も出羽・奥州（三）て両大将、其外鎌倉諸大名の中よりの書札の当所にも烏丸と書候かたも候」と記される。『奥州余目記録』に「武衛御舎弟三条烏丸二御座候て、下屋形と申候」と記される部分は斯波義敏の舎弟義孝が三条烏丸の下屋形に居住していたことを指しているが、斯波氏の称号の烏丸殿とは別である。
- (7) 越前の斯波氏については佐藤圭「戦国期の越前斯波氏」参照。『若越郷土研究』四五―四・五、二〇〇〇年。
- (8) 伊藤信「大崎家鹿島社古記録について」『東北学院大学東北文化研究所紀要』二三、一九九一年。
- (9) 河村昭一「南北朝期における守護権力構造——斯波氏の被官構成——」『若越郷土研究』二三ノ二、三、四、一九七八年。
- (10) 吉野朝史蹟調査会「南部家文書」吉野朝史蹟調査会、一九三九年。

- (11) 小井田幸哉「八戸根城と南部家文書」二九一～三〇〇、三一七～三二六ページ、国書刊行会、一九八九年。
- (12) 九月二十六日孝安書状、二月十八日前信濃守孝安書状。前掲「南部家文書」九三、九二号。
- (13) 「南部家文書」九四号。これは大崎教兼書状であり、享徳元年に比定される。同七三号の康正三年三月九日付本覚坊質券案。
- (14) 小井田氏によれば、康正二年から三年にかけて蠣崎蔵人の乱を鎮めた軍記「北部御陣日記」(「東北太平記」)に見え、また森嘉兵衛氏も「田名部御陣日記」の記事を紹介している。森嘉兵衛「津軽南部の抗争——南部信直——」四〇ページ、人物往来社、一九六七年。
- (15) この文書の年代について、「南部家文書」は応永二十九年(一四二二)と永享四年(一四三二)の間に文書を掲出している。小井田氏によれば長享二年(一四八八)ころに比定されるといふ。また小井田氏は、応永二十一年(一四一四)ころに比定されるといふ遠藤巖氏の私信を掲載している。小井田氏前掲書三二四、四七三ページ。
- (16) 「越前・朝倉氏関係年表」四七ページ、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館編集発行、二〇一〇年、家永氏前掲注(3)論文。
- (17) 河村氏前掲注(9)論文。
- (18) 所見史料は「蔭涼軒日録」寛正五年十月十七日条から正文元年(二四六六)八月十二日条まで、「大野市史」史料総括編一五～一八ページに抄出して収録されている。大野市、一九八五年。
- (19) 「醍醐寺文書」応仁二年三月二十日二宮安兼書状。「福井県史資料編2中世」三六六～三六八ページ参照。
- (20) 初代朝倉孝景の事績については、佐藤圭「中世武士選書23朝倉孝景 戦国大名朝倉氏の礎を築いた猛将」参照、戎光祥出版、二〇一四年。
- (21) 「親元日記」文明五年九月三日条。
- (22) 杉山一弥「室町幕府と出羽大宝寺氏」「室町幕府の東国政策」思文閣出版、二〇一四年。
- (23) 芳賀幸四郎「朝倉敏景十七箇条について——戦国大名の政治思想研究序説——」「秋大史学」第七号、一九五六年。また前掲注(20)拙著第三部参照。
- (24) 「新潟県史資料編四中世二」二〇四二号。
- (25) 「岩手県戦国期文書」II附録二「八戸・音喜多文書」第一図、岩手県教育委員会、一九八七年。なお後述のふたつの書状は第五図、第六図。
- (26) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館「朝倉氏五代の発給文書」一六二ページ、二〇〇四年。なおこの書状の年代比定については遠藤巖氏の言及がある。遠藤巖「研究ノート」音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書」「弘前大学國史研究」一〇七、一九九九年。

- (27) 前掲注(7) 拙稿。「上杉家文書之一」三〇〇号、同三〇一号。
- (28) 前掲注(25) 八戸・音喜多文書第四圖。
- (29) 遠藤巖「京都御扶持衆小野寺氏」「日本歴史」四八五号、一九八八年。
- (30) 「伊達家文書之二」四七号。この記録については金子氏前掲注(2) 論文参照。
- (31) 「親元日記」文明十五年六月二十七日条、「親長卿記」同年八月二十八日条。
- (32) 大島瑞信については、「山科家礼記」長享二年五月二十七日条、「北野社家日記」長享三年二月三日条などに見える。
- (33) 「新潟県史通史編2中世」二二八―二三一ページ、新潟県、一九八七年。
- (34) 長谷川伸「南奥羽地域における守護・国人の同盟関係——越後上杉氏と伊達氏の場合——」「地方史研究」二五四号、一九九五年。
- (35) 前掲拙稿(1)。
- (36) 遠藤氏前掲注(29) 論文。
- (37) 入洛時には瀬田橋を通っている。しかし帰路については坂本で出京しているので北陸道経由の可能性もある。
- (38) 「棚倉町史」第二卷九五―一〇〇ページ、棚倉町、一九七八年。
- (39) この前後の事情については拙稿「朝倉氏と近隣大名の関係について——美濃・近江・若狭を中心として——」「福井県史研究」第一四号、一九九六年参照。
- (40) 「続群書類従」第六輯下二二六ページ。
- (41) 影写本「八槻文書」、「棚倉町史」第二卷八〇―一〇〇ページ。
- (42) 「伊達家文書之二」八〇号永正十五年十一月三日願神軒存輿算用状。本状については永原慶二「伊達京上使の経費報告——願神軒存輿算用状——」について参照。「室町戦国の社会 商業・貨幣・交通」吉川弘文館、一九九二年。
- (43) 「三崎玉雲家文書」永正十五年五月十三日朝倉孝景書状、「福井県史資料編3中・近世一」四七二ページ。
- (44) 「伊達家文書之一」一六九号(永正十五年)五月八日印牧美次書状。
- (45) 「伊達家文書之二」一四六号九月二十八日伊達植宗書状案。
- 付記 本稿は平成二十六年九月二十七日行われた二〇一四年度秋田大学史学会大会研究発表の内容をまとめたものである。